

ブロードバンド基盤ワーキンググループ（第1回）

1. 日時：令和4年7月1日（金） 15：00～16：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

大橋主査、相田主査代理、大谷構成員、春日構成員、関口構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、中川事業政策課課長補佐

【中川事業政策課課長補佐】 それでは、構成員の方々もおそろいになり、定刻となりましたので開始させていただければと思います。

本日は、皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、ブロードバンド基盤ワーキンググループ第1回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます総務省事業政策課で課長補佐をしております中川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、ウェブ会議による開催とさせていただきます。また、一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート（オフ）にし

ていただきますよう、お願いいたします。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があれば、そちらも御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですけれども、事前に事務局よりお送りしたURLにもう一度ログインし直していただければと思います。

本日の配付資料につきましては、資料1-1、1-2、参考資料1-1、参考資料1-2を配付しております。

本ワーキンググループの主査につきましては、東京大学の大橋副学長に、主査代理については、東京大学大学院の相田教授をお願いをしております。

また、総務省で人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

6月28日付で、総合通信基盤局長として竹村が着任しております。竹村につきましては、会合の終わりに御挨拶とさせていただきたいと思っております。

また、6月28日付で電気通信事業部長として木村が着任しております。木村部長、一言御挨拶いただければ幸いです。

【木村電気通信事業部長】 6月28日付で電気通信事業部長を拝命いたしました木村でございます。事業政策課長時代から引き続きこのブロードバンド基盤ワーキンググループの先生方にはお世話になると思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。

それでは同じく、同日付で総合通信基盤局総務課長として近藤が着任しております。近藤総務課長、御挨拶をよろしくをお願いいたします。

【近藤総務課長】 6月28日付で総務課長を拝命いたしました近藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。

同じく、同日付で事業政策課長として飯村が着任しております。飯村課長、御挨拶を一言よろしくをお願いいたします。

【飯村事業政策課長】 事業政策課長の飯村でございます。よろしくをお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。

その他、新たに着任した職員の紹介につきましては、時間の関係上、出席者一覧の配付をもって代えさせていただきます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、大橋主査をお願いしたいと存じます。大橋主査、よろしくをお願いいたします。

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。このたび、本ワーキンググループの主査を務めることになりました大橋と申します。身分不相応ですが御指名ですので精いっぱいやらせていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、議事をいただいております、早速その議事に入りたいと思います。

1つ目は、本ワーキンググループ、今回、第1回目ということで、開催要綱の案をまず御議論させていただきたいということで、資料1-1に基づいて、まず事務局から簡単に御説明いただければと思います。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料1-1に基づきまして、ブロードバンド基盤ワーキンググループ開催要綱(案)について御説明いたします。

まず、本ワーキンググループの目的でございますけれども、今通常国会で成立しました電気通信事業法の一部を改正する法律により、一定のブロードバンドサービスを「第二号基礎的電気通信役務」ということで、新たな基礎的電気通信役務の類型として位置づけるとともに、不採算地域におけるブロードバンドサービス維持のための新たな交付金制度が創設されるとともに、必要最小限の事業者規律が導入されることということ踏まえまして、具体的に政省令で定める事項である「第二号基礎的電気通信役務」の範囲や、新たな交付金制度の具体的な内容及び事業者規律の具体的な内容等について検討するということを目的としております。

名称につきましては、「ブロードバンド基盤ワーキンググループ」と称しております。

検討事項につきましては、政省令事項となっております第二号基礎的電気通信役務の範囲、交付金支援対象の区域の指定の在り方、交付金・負担金算定の在り方、事業者規律の在り方、その他必要と考えられる事項としております。

構成・運営につきましてはですが、本ワーキンググループには主査、主査代理を置く等、資料に記載しているとおり、主査に本ワーキンググループを主宰いただくということと、必要に応じて、構成員以外の方々の関係者の出席を求めたり、その他必要な運営に関しましては主査が定めるところによるといった構成・運営となっております。

最後の5つ目について、議事・資料の扱いにつきましては、本ワーキンググループは原則として公開となりますが公開することによって当事者や第三者の利益と不利益が生じる場合に関しては、主査が必要と認める場合につきましては非公開として、構成員以外の者の出席を制限することができるとしております。

その他、事務局は総務省の事業政策課が行うとしております。

別紙につきましては、本構成員の一覧となっておりますので御参照いただければと思います。

事務局からの説明については、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。この開催要綱についてですけれども、何か御質問なり御疑問の点があれば構成員の方々からいただければと思いますが、いかがでしょうか。もしありましたら、チャット欄なり、手挙げの機能で教えていただければと思います。

特段、御異論なさそうですか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋主査】 それでは、開催要綱、この案のとおりとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の議題であります。事務局から、第208回の国会において成立した、電気通信事業法の一部を改正する法律の概要及び本ワーキンググループの検討事項などについて御説明いただきたいと思います。その後、各構成員の皆様方からコメントなりいただきつつ、意見交換できればなと思っています。

それでは、事務局から資料1-2を御用意いただいておりますので、御説明いただければと思います。

【中川事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、事務局より資料1-2、ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方(概要)ということで説明させていただきます。

ページを1枚おめくりいただきまして、こちらが今般の通常国会で成立した電気通信事業法の一部を改正する法律の概要でございます。電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るために、以下の措置を講ずるとしております。

大きくこの法案に関しましては3本柱となっております。1つ目が、情報通信インフラの提供確保ということで、今回のブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度についての内容となっております。

2つ目に関しましては、安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保ということで、利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備となっております。

そして3つ目に関しましては、電気通信市場をめぐる動向に応じた公正な競争環境の整備ということで、いわゆる事業者間での公正な環境の整備として、特定卸電気通信役務等

に係る規定の整備を行っているものでございます。

今回のワーキンググループで御議論いただくものに関しましては、一番左の情報通信インフラの提供確保というものでございまして、この赤枠で囲っているところですが、ブロードバンドサービス自体が整備率、契約数等も年々増えているところで、整備に加えて維持の重要性が高まっているということと、ブロードバンドサービスを前提として、それに使われるデジタルのアプリケーションであるテレワーク等や遠隔教育といったことに関しても、昨今のコロナ禍といったような状況を鑑みると、ブロードバンドというものが国民生活に不可欠になってきています。そういった状況の変化も踏まえまして、一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務、いわゆる通信分野のユニバーサルサービスに位置づけて、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設するという内容を内容としているものでございます。

それに加えまして、基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務や、業務区域における役務提供義務等を課すということにしております。こちらが法案の概要でございまして、今回御議論いただくものは、一番左側の情報通信インフラの提供確保に係るものでございます。

そして、めくっていただきまして2ページでございまして、法案が成立した後に、具体的に政省令において規定することについての検討を情報通信審議会に6月21日に諮問させていただきました。その諮問について具体的な検討をユニバーサルサービス政策委員会で調査検討いただくということを御了解いただきまして、ユニバーサルサービス政策委員会を6月27日に開催し、この諮問の検討については本ワーキンググループの中で集中的に行うということを知りいただきましたので、本日、このワーキンググループにおいて、改めてこの諮問の概要について説明させていただきます。

諮問の概要についての背景は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきますけれども、政省令を規定するための検討ということで、答申を希望する事項ということで、真ん中にもございますけれども、第二号基礎的電気通信役務の範囲、交付金支援の対象となる区域の指定の在り方、交付金・負担金算定の在り方、事業者規律の在り方、その他必要と考えられる事項、これらについて答申を希望いたしまして、スケジュールといたしましては、改正電気通信事業法が6月17日に公布されたということで、その1年以内の施行ということに鑑みて逆算していきますと、2022年12月を目処に一部答申を希望します。その後、一部答申を踏まえ、所要の制度整備を行うと。こういった諮問を情報通信審議会

にしているところでございます。

右上3ページでございますけれども、今回の検討体制ということでございまして、電気通信事業政策部会の下ユニバーサルサービス政策委員会、その下に、新たにブロードバンド基盤ワーキンググループというものを設けて、こちらに掲載させていただいている構成員の方々、そしてオブザーバーの方々に御参画いただいて、政省令事項等の検討を御議論していくと、そういった体制を考えているところでございます。

続きまして、右上の4ページで、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」の想定スケジュールですが、答申を希望する事項(1)から(5)がございまして、12月に一部答申を情報通信審議会からいただくことを希望ということから逆算していきますと、ブロードバンド基盤ワーキンググループとしての取りまとめ案を10月下旬頃に出していただくということをお願いしたいと考えているところでございます。それに当たって、論点整理が10月上旬頃ということで、本日の第1回でキックオフの立ち上げをさせていただきまして、おおむね月1回から2回のペースでの開催を想定して御議論いただくということを考えているところでございます。この後、第2回以降の議題と日程等については、また追って連絡をさせていただければと思っております。

右上5ページですけれども、こちらは参考でございますが、今回のブロードバンドの基礎的電気通信役務制度の整備というところで、交付金制度等の概要になり、この場でも御説明させていただきます。

1つ目の丸に関しては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。右側の数字がブロードバンドの光ファイバーでございまして、FTTHの整備状況を世帯カバー率で見ると、今年の3月末の時点で99.7%までカバーされる見込みであり、総務省といたしましては、これを2027年度末までに99.9%までカバーするということを目指しているところでございます。その上で、整備後の維持費用という観点から、ブロードバンド事業者が負担する負担金を原資とする交付金制度というのを創設し、具体的には①と②ということで、既に有線ブロードバンドサービスを提供しており、それが不採算地域であつて、そのサービス提供の維持費用を支援するということが交付金制度の一つの狙いということを考えております。ただし、こちらに関しましては、事業者の要件として、赤字の事業者に限るという要件を課すことを想定しています。

2つ目に関しましては、まだ有線ブロードバンドが整備されていない未整備の地域を新規整備した後の有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援するといったことを交付金

の支援の対象とすることを想定しております。

交付金制度の概要ですけれども、右下に概略のスキーム図がございまして、基本的に交付金の支援対象となる事業者は、不採算地域における有線ブロードバンドサービスを提供している事業者です。そして、その交付金の原資は、負担対象事業者から負担金という形でその原資を集めることになりまして、具体的には、不採算地域での有線ブロードバンドとつながることによって恩恵を受ける有線ブロードバンドサービス事業者と携帯ブロードバンドサービス事業者が負担対象事業者として御負担いただくということを想定しています。このスキームは、電話の交付金制度を参考につくっているものでございます。

下でございます交付金・負担金の額に関しましては、具体的な算定の仕方自体は今回のワーキンググループで御議論いただくという形になりますけれども、こちらは、法案の成立や法案の国会審議等の段階で、一定の仮定の下に総務省側で試算させていただいたものでございまして、今後、具体的な算定の仕方等をこのワーキンググループで御議論いただくということを想定しております。

そして、6ページ以降ですけれども、こちらは今回の改正電気通信事業法の中で、総務省令に委任している事項の主なところを抜粋しているものでございまして、まさにこの政省令を規定するに当たって、今回のワーキンググループでの方向性等を御議論いただこうと考えているところでございます。

概略を説明いたしますと、1つ目のところは、基礎的電気通信役務の範囲というところを総務省令で定めるものということになっておりますので、過去の研究会等の考え方等も踏襲しながらご検討いただくことを想定しております。

2つ目のポツに関しては、交付金の支援対象の区域の指定等に係る規定でございまして、こちらに関連する考え方等につきましても、このワーキンググループで御議論いただくということを想定しております。

次、めくっていただきまして、右上7ページですけれども、ここは交付金・負担金算定の在り方ということで、具体的にどういうふうに交付金・負担金を算定していくのかについて、おおむね総務省令で定めるということになっているので、個別具体的な方向性等について、ワーキンググループの中で御議論いただくことを想定しております。

それ以外に政令の事項が2点ございまして、それが3つ目と4つ目ですけれども、負担対象事業者に関しましては、その事業の規模が政令で定める基準を超えるものというふうに政令で基準を定めることになっているということと、4つ目のところに関しましては、

負担金の額の割合に関しましては、電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額に対する負担金額の割合、これは政令で定める割合を超えてはならないというふうになっておりまして、こちらに関しても、現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度の規定内容等を参考に今後、政令内容についても御議論いただくということを想定しているものでございます。

では、右上8ページ、事業者規律のところですが、これらの情報に関しましては、今回の改正法で新しく条文改正を行ったものではないんですけれども、今回新たに有線ブロードバンドサービスの事業者が、基礎的電気通信役務を提供する事業者になるということで、一定の事業者規律がかかるということになるところ、運用面等での事業者の負荷等も鑑みたときに、一定程度その負荷を軽減できるとか、そういった手続的などころに関して総務省令で検討できるということも、過去の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の中でも議論が出ておりまして、その考え方についてもどうしていくべきかということをお議論いただくということを考えております。

事業者規律の在り方の4つ目なんですけれども、技術基準のところも、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の中で上下名目速度を規定していくと議論がなされています。第二号基礎的電気通信役務事業者に対して上下の名目速度を規定していくといった、そういった議論がございまして、それに関しての考え方についても、このワーキンググループで具体的に議論いただくことを考えています。

5つ目について、こちらは、個別具体のこの政省令の委任事項ではないんですけれども、法案の国会審議や附帯決議の中でも、利用者に対して周知を積極的にやっていくというような御示唆等もいただいている中、将来的に、実際に事業者から利用者への負担が仮に発生したということにも備えて、利用者はどうやって周知をしていくのか、その在り方や先ほどの資料の中では230億円等の試算がございましたけれども、そちらの数値を精緻化していくといったその他検討が必要と考える事項等を記載させていただいているものでございます。

次のスライドからは参考資料でございますので、説明に関しては割愛させていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございまして、4ページ目のところでございますように、10月下旬頃を想定した取りまとめに向けて、おおむね月1回、2回ぐらいのペースで御議論いただくということを想定しているところでございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。今、事務局から御説明いただいたとおり、法案提出に当たって、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会ということ、たしか18回ぐらいの議論を踏まえていまして、そうした経緯を経て今回法律ができたということ、今後その法律を踏まえて、政省令等、詳細を詰めていく際の場合がこのワーキングであるということで、今後議論すべき論点についても今御提示をいただいたということであり、今後、詳細、個別には議論していくこととなりますけれども、この時点で、本日御出席の構成員の方々から御質問なり、あるいは御意見なりありましたら、今日ぜひ伺えればということをお願いできればと思っています。

ちょっと私のほう、慣れないところがあるかもしれないので恐縮ですけど、御発言希望の構成員の方は、チャット欄なり、あるいは手挙げの機能を使って教えていただければ、私のほうで指名をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。事務局から御説明いただいたことにつきまして少し分からない点がありまして、今さらな質問もございまして、教えていただければと思います。

これまで研究会のほうにも参加させていただいて、その内容については理解しているつもりではあったんですけども、いざ法律になってしまうと、言葉の対応関係などがちょっと見えないところもありまして教えていただきたいのが、事務局の資料1-2のところだと6ページ目の、今回、省令で検討しなければいけない事項のところを赤く文字色を変えていただいているんですけども、この特別支援区域についての指定につきまして、まだ未施行のこの110条の2の第2項のところ、ロのところが挙げられているんですけども、次のいずれかに該当することということで、イという要件がたしか入っているはずだと思っております、イのほうにも、総務省令で定める額が検討しなければいけない額としてあったと思うんですけども、今回のワーキンググループで検討する内容としては、この110条の2の第2項の1号のイですね、ここに書いてある「総務省令で定める額」というのは、これは検討の対象になるのかどうか教えていただきたいと思っております。非常に細かい内容で申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。まとめてお答えいただくような形でよろしいですか。

【大谷構成員】 はい。お願いします。

【大橋主査】 それでは、次に相田主査代理、お願いいたします。

【相田主査代理】 私もターミロジーに関する御質問なんですけれども、6ページの頭のところで、高速度データ伝送電気通信役務というところは赤くなっていないで、これはもう範囲は明確になっているのでしょうか。それで、それに対して支援の対象となるのはその範囲であって総務省令で定めるもの、これが第二号基礎的電気通信役務になるし、それから7ページのほうを見ると、負担する側も、その事業の規模が政令で定める基準を超えるものということで、ただ、規模は政令で定める基準を超えるものとなっているんですけれども、先ほど言いました高速度データ伝送役務のスピードがどの範囲かとかいうようなことについては、もうここでは議論しないというか……。でも、「総務省令で定めるものを除く」が入っているんですか。というところで、ちょっと高速データ伝送通信役務と負担事業者と、それから支援対象事業者、そのこの辺りの関係を、必ずしも今日でなくても結構なんですけれども、もう少し整理していただけるといいかなと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、お手が挙がっているのは以上だと思いますので、事務局から御回答なり、現時点でお答えできる範囲でお願いします。

【中川事業政策課課長補佐】 大谷構成員、相田主査代理、質問ありがとうございます。

まず、大谷構成員からの御質問なんですけれども、電気通信事業法の、ワーキンググループで御議論いただく主な関係条文ということで書かせていただいております、おっしゃるとおり、6ページの下側の第110条の2の第2項に関しては、イということで、いわゆる第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であることとしている省令も今後検討しないといけないことだということには認識しております、御議論対象ということ想定しています。このスライドに関しては主な関係条文ということで、特にこれまで「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」等の議論の中で、いわゆる特別支援対象区域は、民間移行や新規整備という概念の捉え方に主に該当し得るのがこちらのロということが選択肢として考えられることから、主なものとしてこちらを書かせていただいているものなんですけれども、おっしゃるとおり、イのところに関しても検討しないといけないところだということは認識しています。

続きまして、相田主査代理からいただいた御質問の6ページ、7ページのところについ

て、まず6ページの第7条第2号の高速度データ伝送電気通信役務というところですがけれども、こちらはまず、ブロードバンドサービスを法律的な用語で書いたものだというふうにおおむね認識していただいて構いません。ですので、具体的に何が第二号基礎的電気通信役務なのかという口語的に言うとブロードバンドサービスであって総務省令に定めるものということになるんですけれども、例えばこれまでの「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」等の議論を踏まえると、ここの総務省令に定めるものとして、例えば、FTTHとかCATVのHFC方式といったことをここで書くことが考えられるということで、高速度データ伝送電気通信役務であって総務省令に定めるものが二号基礎的電気通信役務になりますという考え方になります。

その上で、7ページの高速度データ伝送役務提供事業者等という、政令で定める規模のところなんですけれども、高速度データ伝送役務提供事業者というのは法律用語ですが、一般的なブロードバンドサービス提供事業者というふうに置き換えると、有線も無線も含めた形でのブロードバンド提供事業者から負担金をいただくというこれまでの議論からの考え方を法律的に落とし込んだという形になります。

それと、技術基準の速度の話は、このワーキンググループの中で議論いただくということをご想定しております。具体的には8ページの4ポツの最後の四角のところ、電気通信回線設備を設置する事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとしておりまして、第二号基礎的電気通信役務を提供するものは今後総務省令で定めることになりましてけれども、この技術基準の中身でその速度をどう規定していくかということをご想定しているものでございます。

いずれにしても、基本的な大枠の考え方は以上でございます。個別具体の総務省令で定めるものは、このワーキンググループの中で御議論いただくことを想定してまいります。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。今の御回答でよろしいですか。

【相田主査代理】 取りあえず、いいと思います。結局、負担しなきゃいけないブロードバンドサービスの範囲というところをどこで閉めるのかというのがちょっとよく分からなかったんですけれども、その事業の規模が政令で定める基準を超えるものというのは明確になっているんですが、第7条2号にいう「高速度で送信し、及び受信することが可能

なもの」といって、その高速度の定義というのがあまりそこにはないのかなということで、ここには今の御説明でもって携帯も含まれるというような話だったんですけども、格安SIMの中には、最初から128Kbpsしか通りませんというようなことをうたっているものもあって、そういうものがこの高速度データ伝送電気通信役務の中に含まれるのかとかいうようなことについては、もしかするとこの後、この場で議論することになるのかなというふうに理解いたしました。

【中川事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、具体的な対象はどうなるかということに関しては、まさにこのワーキンググループの中で御議論いただくということを想定しております。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかに構成員の方で、もし御質問なりあればいただければと思いますが、どうでしょうか。

【林構成員】 林でございます。実は今、役所におりまして、初めて事務局の運営体制を間近で見る機会を得まして、貴重な経験をさせていただいております。私もこれから本テーマについてはちょっと勉強していかなければならないと思っているのですが、細かいことは、これからおいおい質問なりコメントさせていただくことにして、現時点で一言申し上げますと、これから議論していくに当たって、これは事務局に要望なんですけれども、諸外国の関連する状況はどうなっているのかということも随時調べていただくとありがたいと思っております。

例えば、欧州では御案内のとおり、EECC指令というのが出ておりまして、従来のユニバーサル指令とか、電気通信関係の指令を統合した指令が出ていまして、その中で日本と同じようにブロードバンドをユニバーサルサービスの対象にとということで、加盟国に適切な法令をつくるようにという指示を出していますけれども、その中でポイントとして挙げられているのは、ユーザーですね、最終利用者、この保護というのを適切にせよとっております。場合によっては、ほかの消費者保護ルールとの統合・整合性を図れということも謳っていきまして、それからもう一つは、投資の促進のために必要な法整備をせよということも言っています。これらの観点というのは、わが国においても、これからこのワーキンググループで議論するに当たっても参考になる部分もあるのではないかと思います。同指令の関係条文を見ても、利用者の不利益にならないように、という部分がございますし、負担金の在り方というのはまさに最終利用者の負担に直結する話ですので、その

辺りについて、消費者が分かりやすいように、このEU指令も、各加盟国に対してできるだけ簡素な分かりやすい条文をつくれ、ということを行っています。翻ってわが国においても、政省令に落ちていけばいくほど、非常に技術的な話になっていって、細かい話も出てくると思いますが、その辺り、最終利用者にできるだけ分かりやすい形でお示しをする、あるいは説明していくということが、必要になってくると思っています。諸外国の状況についてはおいおい、事務局に調査の御負担をおかけして恐縮ですけれども、これから少し調べていただいて、そうした諸外国の状況もにらみつつ、わが国のあり方について、建設的な議論ができれば、非常にありがたいなというふうに思っております。

さしあたり以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。たしか研究会でも、諸外国の状況というのを一回御説明いただいたこともあったと思ったんですけども、今回、かなり詳細制度設計ということで、フォーカスを絞って海外の事情も改めてお伺いする機会が重要じゃないかという御指摘だったと思います。ありがとうございます。事務局においても御検討いただければと思います。

【中川事業政策課課長補佐】 承知いたしました。検討いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかに大丈夫そうでしょうか。

いずれにしても、詳細はこれからということで、今日はこういった射程で議論させていただきますということの事務局の御紹介ということですので、今後ぜひ、様々議題が出てくると思いますけれども、御協力いただけると大変ありがたいと思っております。

もし、以上で御質問、あるいは御議論ないようでしたら、こちらのほうで意見交換のほうは打切りというか、終了とさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは最後に、竹村総合通信基盤局長から御挨拶いただきます。それでは、よろしく願いいたします。

【竹村総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の竹村でございます。大橋主査をはじめ、構成員の皆様、オブザーバーの皆様には、平素より情報通信行政に御理解と御指導を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。また、本日は暑い中、会議に参加いただき、ありがとうございます。

このブロードバンド基盤ワーキンググループは、今年6月に電気通信事業法の一部改正法が成立したことを踏まえて、ブロードバンドのユニバーサルサービスを制度化すべく開催するものでございます。今日もいろいろ御議論いただきましたけれども、最終的にプロ

ードバンドユーザーの皆様に御負担をいただくということで、国民にとって公平で分かりやすい制度にしていきたいというふうに考えてございます。

ワーキンググループで御議論いただく論点として、制度の対象となるブロードバンドサービスの範囲ですとか、交付金制度の在り方、事業者規律の在り方など非常に多岐にわたる論点について御議論いただくこととなります。10月までに取りまとめていただくということで、かなりタイトなスケジュールになりそうでございますけれども、御指導のほどよろしくお願いをいたします。本日はありがとうございました。

【大橋主査】 竹村局長、ありがとうございました。

それでは、事務局より今後の予定等についていただければと思います。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。事務局より今後の予定について御説明いたします。次回会合の日時、議題等につきましては、別途事務局より御連絡をさせていただきます。

皆さん、本日はお忙しいところ、御議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、本日はこれにて閉会させていただきます。皆さん、お忙しいところ、お時間を頂戴しましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

以上